

## 平成十四年法律第二百五十三号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律  
目次

### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第二章 認証業務

##### 第一節 署名認証業務

###### 第一款 個人番号カード用署名用電子証明書

###### （個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

###### 第一款 個人番号カード用署名用電子証明書（第三条—第十六条）

###### 第二款 移動端末設備用署名用電子証明書（第十六条の二—第十六条の十五）

###### 第三款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第十七条—第二十一条）

###### 第二節 利用者証明認証業務

###### 第一款 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第二十二条—第三十五条）

###### 第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（第三十五条の二—第三十五条の十五）

###### 第三款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六条—第三十八条の三）

###### 第三節 認証事務管理規程等（第三十九条—第四十三条）

###### 第三章 認証業務情報等の保護（第四十四条—第六十四条）

###### 第四章 雜則（第六十五条—第七十二条）

###### 第五章 罰則（第七十三条—第七十九条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、電子署名及び電子利用者証明に係る地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名及び

電子利用者証明の円滑な利用の促進を図り、もつて住民の利便性の向上並びに国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法

律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名であつて、主務省令で定める基準に適合するもの

をいう。

2 この法律において「電子利用者証明」とは、電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置で、当該措置を行つた者が機構が当該措置を行つた者と同一の者であることを証明するものであつて、主務省令で定める基準に適合するものをいう。

この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。

3 この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「署名利用者」という。）、第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第六項に規定する団体署名検証者の求めに応じて行う署名利用者検証符号（当該署名利用者が電子署名を行うため）

この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。

この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「署名利用者」という。）、第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第六項に規定する団体署名検証者の求めに応じて行う署名利用者検証符号（当該署名利用者が電子署名を行うため）

この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。

この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「署名利用者」という。）、第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第六項に規定する団体署名検証者の求めに応じて行う署名利用者検証符号（当該署名利用者が電子署名を行うため）

この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。

この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「署名利用者」という。）、第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第六項に規定する団体署名検証者の求めに応じて行う署名利用者検証符号（当該署名利用者が電子署名を行うため）

この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。

この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「署名利用者」という。）、第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第六項に規定する団体署名検証者の求めに応じて行う署名利用者検証符号（当該署名利用者が電子署名を行うため）

この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。

この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「署名利用者」という。）、第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第六項に規定する団体署名検証者の求めに応じて行う署名利用者検証符号（当該署名利用者が電子署名を行うため）

この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。

第三条 住民基本台帳に記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するため作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録するもの（以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

#### 第一節 署名認証業務

##### 第一款 個人番号カード用署名用電子証明書

###### （個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

###### 第一款 個人番号カード用署名用電子証明書（第三条—第十六条）

###### 第二款 移動端末設備用署名用電子証明書（第十六条の二—第十六条の十五）

###### 第三款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第十七条—第二十一条）

###### 第二節 利用者証明認証業務

###### 第一款 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第二十二条—第三十五条）

###### 第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（第三十五条の二—第三十五条の十五）

###### 第三款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六条—第三十八条の三）

###### 第三節 認証事務管理規程等（第三十九条—第四十三条）

###### 第三章 認証業務情報等の保護（第四十四条—第六十四条）

###### 第四章 雜則（第六十五条—第七十二条）

###### 第五章 罰則（第七十三条—第七十九条）

###### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 住民基本台帳に記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機構

に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するため作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録するもの（以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

#### 第一節 署名認証業務

##### 第一款 個人番号カード用署名用電子証明書

###### （個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

###### 第一款 個人番号カード用署名用電子証明書（第三条—第十六条）

###### 第二款 移動端末設備用署名用電子証明書（第十六条の二—第十六条の十五）

###### 第三款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第十七条—第二十一条）

###### 第二節 利用者証明認証業務

###### 第一款 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第二十二条—第三十五条）

###### 第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（第三十五条の二—第三十五条の十五）

###### 第三款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六条—第三十八条の三）

###### 第三節 認証事務管理規程等（第三十九条—第四十三条）

###### 第三章 認証業務情報等の保護（第四十四条—第六十四条）

###### 第四章 雜則（第六十五条—第七十二条）

###### 第五章 罰則（第七十三条—第七十九条）

###### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 住民基本台帳に記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機構

に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するため作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録するもの（以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

#### 第一節 署名認証業務

##### 第一款 個人番号カード用署名用電子証明書

###### （個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

###### 第一款 個人番号カード用署名用電子証明書（第三条—第十六条）

###### 第二款 移動端末設備用署名用電子証明書（第十六条の二—第十六条の十五）

###### 第三款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第十七条—第二十一条）

###### 第二節 利用者証明認証業務

###### 第一款 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第二十二条—第三十五条）

###### 第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（第三十五条の二—第三十五条の十五）

###### 第三款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六条—第三十八条の三）

###### 第三節 認証事務管理規程等（第三十九条—第四十三条）

###### 第三章 認証業務情報等の保護（第四十四条—第六十四条）

###### 第四章 雜則（第六十五条—第七十二条）

###### 第五章 罰則（第七十三条—第七十九条）

###### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）



用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る第十六条の二第一項に規定する移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができる。この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の同条第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならぬ。

(個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録)

**第十二条** 第九条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号(第九条第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録)

**第十三条** 機構は、住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第二項に規定する機構保存附票本人確認情報(第三十一条において「機構保存本人確認情報等」という。)によつて個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知つたときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)の全部又は一部について記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があつたこと。

二 当該署名利用者に係る住民票の消除(国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票にあつては、当該国外転出届をしたことによる消除を除く。)があつたこと。

三 当該署名利用者(国外転出者である者に限る。)に係る戸籍の附票の全部又は一部が消除され、いずれの市町村においても戸籍の附票に記録されていない者となつたこと。

(個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

**第十四条** 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書に記録された事項について、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票)に記載される事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ(以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」という。)があることを知つたときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれらのことの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法

う。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと(以下この条において「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」といふ。)を知つたときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行つた個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書の失効」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効)

**第十五条** 個人番号カード用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第十二条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報を記録したとき。

二 機構が第十二条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報を記録したとき。

三 機構が第十三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

五 個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

一 機構は、前項第三号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該個人番号カード用署名用電子証明書に個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

二 機構は、第一項第四号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

**第十六条** 機構は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている個人番号カード用署名用電子証明書失効情報(第十三条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報、第十二条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報、第十三条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第十四条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書失効情報(第十六条の二第一項の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報、第十六条の二第二項の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報、第十六条の二第三項の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報、第十六条の二第四項の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報)の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。)の集合物であつて、それらの個人番号カード用署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの)を、定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

## 第二款 移動端末設備用署名用電子証明書

(移動端末設備用署名用電子証明書の発行)

**第十七条** 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であつて、移動端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。)に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの(以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

**第十八条** 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法

第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（国外転出者である申請者にあつては、当該申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つてないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者検証符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つてないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者検証符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つてないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者検証符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行つた当該申請に係る移動端末設備用署名用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

8 第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間）

第十六条の三 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、主務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間）

第十六条の四 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

（移動端末設備用署名用電子証明書の一重発行の禁止）

第十六条の五 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けることができない。

（移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間）

第十六条の六 移動端末設備用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第一号から第六号までに掲げる事項）を通知しなければならない。

四 その他主務省令で定める事項

2 国外転出届をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第十六条の二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受ける場合に

おける前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届（同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。）に記載された転出の予定年月日」とする。

#### （移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の記録）

第十六条の七 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書（当該移動端末設備用署名用電子証明書について機構が行つた電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票）に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「移動端末設備用署名用電子証明書発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

#### （移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請）

第十六条の八 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、当該移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第十六条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「署名用電子証明書」と、同項中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第一項又は第十六条の十四第一項」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備」とあるのは「相手方である申請者の使用に係る移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「申請者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

3 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書を記録した第十六条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに第一項の申請をしなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した第十六条の二第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなつたときは、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第十六条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「届出者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

#### （移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の記録）

第十六条の十 第十六条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、第十六条の八第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定める



三 認定を受けた者が第三十九条、第五十二条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四 認定を受けた者から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）又は情報の入力のための準備作業若しくは電磁的記録媒体の保管をいう。以下同じ。）の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第一項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

五 認定を受けた者から第五十二条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

六 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

七 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

八 認定を受けた者から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者があつた者が第五十四条第二項の規定に違反したとき。

九 認定を受けた者から第五十二条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者があつた者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

十 第五十一条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

十二 第一項の届出を受けた機関及び当該届出をした者（以下「署名検証者」という。）は、機構が次条第一項及び第二項の規定により提供を行う情報の範囲その他当該提供を行ふに当たつて合意しておこべきものとして主務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

十三 次に掲げる団体又は機関は、当該団体又は機関に所属する者で政令で定めるものに対し、第二十条第一項の規定による回答をするため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を認めようとする場合（第一号に掲げる団体にあつては当該団体に所属する者が法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続を行ふ場合に、第二号に掲げる団体又は機関にあつては当該団体又は機関に所属する者が行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）には、あらかじめ、機構に対し、主務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨及び第二十条第一項の規定による回答を受ける者（以下「署名確認者」という。）の範囲の届出をしなければならない。

十四 法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続を行ふ者が所属する団体で政令で定めるもの（第四項の規定は、前項の届出を受けた機構及び当該届出をした者（以下「団体署名検証者」といいう。）について準用する。）

（署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等）

第十八条 機構は、次条第一項若しくは第四項又は第二十条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者又は団体署名検証者（以下「署名検証者等」という。）の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報（第十二条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情報及び第十六条の十から第十六条の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。）の提供を行うものとする。

二 機構は、署名検証者等の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル（第十六条の規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル及び第十六条の十五の規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。）の提供を行うことができる。

三 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあつた場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報（署名用電子証明書（第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないものに限る。以下この項において同じ。）に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第一項第三号（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事項をいう。以下同じ。）が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うものとする。

四 機構は、署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたときは、第十六条の四の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号

二 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたときは、第五条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

三 機構は、署名検証者が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、当該署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたときは、第五条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあつたときは、第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る同項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号

三 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者等に対する前各項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号の提供を停止することができる。





人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第二十二条の二第一項において読み替えて準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町

4 村長) はあるのに「機構」と読み難いものと発見。個人番号カードで利用者証明用書の発行を受けた利用者が署名利用者である場合にあっては、当該利用者証明用書登録は、第二回これら第二回、第三回の場合は、第二回登録の第二回登録を第二回登録する。

該利用者正月利用者の使用による電子手帳及び音声通話の通話料金を負担して、機器の修理費用による電子手帳の修理料金を負担する。

証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨  
の届出

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならぬ。）  
証明利用者は、当該利用者証明利用者の署名利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならぬ。  
算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該利用者  
証明利用者の何れか一方の電子署名が証明利用者の何れか一方の電子署名と同一であることを証明する旨  
の届出

**第二十九条** 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したこととき、又は当該利用者正規利用者符号を記録した第二十二条第四項（第二十二条第一項

2 て、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

申請書と用件書類の届出書と申請書との間に何等かの差異があることは、第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるの

は「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定に

による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機

構」と読み替えるものとする。

八項の規定は、第一項の届出（国外転出者である利用者証明利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利

4 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者が移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の使用に係る移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができる。この場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の移動端末設備用署名用電子証明書における署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録)

**第三十条** 第二十八条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、第二十八条第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録)

**第三十一条** 機構は、機構保存本人確認情報等によって個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者が転出届(国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出行を受けた利用者証明利用者にあっては、当該国外転出届を除く。)をした場合において、当該利用者証明利用者が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過したこと。

三 当該利用者証明利用者(国外転出者である者に限る。)に係る戸籍の附票の全部又は一部が消除され、いずれの市町村においても戸籍の附票に記録されていない者となつたこと。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

**第三十二条** 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。)があることを知つたときは、直ちに、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。



(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録事項)

**第三十五条の六** 移動端末設備用利用者証明用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 その他主務省令で定める事項

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

**第三十五条の七** 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書（当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書について機構が行つた電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票（国外転出者である利用者証明利用者にあっては、当該利用者証明利用者に係る戸籍の附票）に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請)

**第三十五条の八** 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、機構に対し、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第三十五条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「署名用電子証明書」と、同項中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第一項又は第十六条の十四第一項」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「申請者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」と読み替えるものとする。

3 移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに第一項の申請をしなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

第三十五条の九 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利害関係者が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したときは、速やかに第一項の申請をしなければならない。

(記録媒体が使用できなくなつたときは、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第三十五条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「相手方である機関の使用に係る電子計算機」とあるのは「相手方である機関の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録)

**第三十五条の十** 第三十五条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、第三十五条の八第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

**第三十五条の十一** 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

**第三十五条の十二** 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号（機構が当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行つた移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効)

**第三十五条の十三** 機構は、第三十四条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効)

**第三十五条の十四** 移動端末設備用利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第三十五条の十の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

三 機構が第三十五条の十二の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

〔移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録事項〕

〔移動端末設備用利用者証明用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとある。〕

〔移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるものとある。〕

〔その他主務省令で定めるものとある。〕

四 機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。

五 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

3 機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた利用者に対する通知を当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

2 機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第三十五条の十五 機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報(第三十五条の十の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十五条の十一の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報、第三十五条の十二の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第三十五条の十三の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報)をいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明検証者による届出等)

第三款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供

第三十六条 利用者証明検証者に係る利用者証明用電子証明書失効情報(第一項各号に掲げる者は、利用者証明利用者が行つた電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行つたことを確認するため、機構に對して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機構に對し、主務省令で定めるところによつて当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行つたことを確認するため、機構に對して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合にあつては、機構が次条第一項及び第二項の規定により提供を行ううに當たつて合意しておくべきものとして主務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

2 前項の届出を受けた機構及び当該届出をした者(以下「利用者証明検証者」という。)は、機構が次条第一項及び第二項の規定により提供を行ううに當たつて合意しておくべきものとして主務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等)

第三十七条 機構は、次条第一項の規定による確認をしようとする利用者証明検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報及び第三十五条の十から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報及び第三十五条の十五の規定による保存期間が経過していない移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。)の提供を行ふものとする。

2 機構は、利用者証明検証者の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報(第三十五条の規定による保存期間が経過していない個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報及び第三十五条の十から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報及び第三十五条の十五の規定による保存期間が経過していない移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。)の提供を行ふことができる。

3 機構は、利用者証明検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次子証明書の発行の番号(以下「対応利用者証明用電子証明書の番号」とする)を提供するものとする。

一 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき、第三十五条の四の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号

二 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

3 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、利用者証明検証者に対する前三項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

4 利用者証明検証者が次条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 利用者証明検証者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

四 利用者証明検証者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

五 第五十五条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務(利用者証明検証者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行うものを含む。)に従事している者又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

六 利用者証明検証者が署名検証者等である場合において、第十八条第六項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

(利用者証明検証者の義務)

第三十八条 利用者証明検証者は、利用者証明利用者が当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号を用いて行つた電子利用者証明に關して利用者証明用電子証明書の通知を受理したときは、当該利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項又は第三十五条の十四第一項の規定により効力を失つてないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号に對応する利用者証明利用者符号を用いて当該電子利用者証明が行われたことを確認しなければならない。

2 利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行ふに当たり、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行つたことの確認を当該電子利用者証明に用いた利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを示すための措置として主務省令で定めるものを当該利用者証明利用者に求める方法により行わなければならない。

3 利用者証明検証者は、利用者証明利用者から通知された利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号を、当該利用者証明用電子証明書の通知に係る電子利用者証明が当該利用者証明利用者検証符号に對応する利用者証明利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

(特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行つたことの確認)

第三十八条の二 利用者証明検証者は、前条第二項の規定にかかるわらず、主務大臣の認可を受け、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者本人が電子利用

者証明を行ったことの確認を当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であつて主務省令で定めるものにより行うことができる。

2 機構は、特定利用者証明検証者から前項の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、特定利用者証明検証者証明符号の提供を行うものとする。

3 機構及び特定利用者証明検証者は、前項の規定により機構が特定利用者証明検証者証明符号の提供を行つに当たつて合意しておくべきものとして主務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

卷之三

正事務管理見屋

3 二 申請に係る確認の実施に関する計画  
三 申請に係る確認の業務の用に供する設備の概要  
一 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。  
一 申請に係る確認の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、第一項の認可の申請を行う者が当該実験室を運営することができるること。

二、申請に係る確認の業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。  
者が当該言語を確實に達成することができること。

第一項の認可を受けた者（以下「特定利用者説明検査者」といふ。）は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5 特定利用者証明検証者は、前項の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

三二一 特定利用者証明検査者が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。  
特定利用者証明検査者が第四項の規定に違反したとき。

三 電子署名及び認証業者に関する法律第十九条第一項又は第十四条第一項の規定により特定利用者証明検証者に係る同法第四条第一項の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。

第六号の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。  
五 特定利用者証明検証者が第五十一条第三項又は第五十三条第三項の規定に違反したとき。  
六 特定利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算

機處理等の委託（一以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が第五十一条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

八 特定利用者証明検証者から同条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機において、前項の規定による登録の申請がなされた場合に、該申請の登録が成るに付する登録番号を付して、該登録番号をもつて該登録の登録登記簿に登録する。

機處理等の委託（「以上の段階にわたる委託を含む」）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

九 次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等に関する事務(特定利用者証明検証者の委託(二)以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行うものとし、(三)に従事してゐる者は従事してゐた者が第五十七条第一項において準用する同条第一項の規定

に違反したとき。

以上の段階にわたる委託を含む)を受けて行うもの(を含む)に従事している者又は従事していった者が第五十七条第三項の規定に違反したとき。

**第三十八条の三** 特定利用者証明検証者は、機構に対し、特定利用者証明検証者であることを示す  
符号（以下「特定利用者証明検証者証明符号」という。）の提供を求めることができる。

第三章 認証業務情報等の保護

証券業務情報等の保護

証業務情報の安全確保

情報の安全確保

**第四十一条** 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第五項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項から第三項までの規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号並びに特定利用者証明検証者証明符号の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

**第四十三条** 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構（報告及び立入検査）

に対し、認証事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは關係

2 者に質問せざること立ができる。  
前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示すべきである。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 認証業務情報等の保護

**第四十四条** 機構が署名用電子証明書発行記録（個人番号カード用署名用電子証明書発行記録及び移動端末設備用署名用電子証明書発行記録をいう。次条において同じ。）、個人番号カード用署名

用電子証明書失効情報、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報及び移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル並びに利用者

証明用電子証明書発行記録（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録をいう。次条において同じ。）、個人番号カード用利用者証

明用電子証明書失効情報、個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル、移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明検証者証明用符号（以下「認証業務情報」という。）の電子計算機





(受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に係る利用者証明検証者等の義務等)

**第五十七条** 受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務(利用者証明検証者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行うものを含む。)に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不當な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、特定利用者証明検証者について準用する。この場合において、同項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検証者証明符号」と読み替えるものとする。

3 第三十八条の二第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務(特定利用者証明検証者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行うものを含む。)に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不當な目的に使用してはならない。

(自己の認証業務情報の開示)

**第五十八条** 何人も、機構に対し、自己に係る認証業務情報について、政令で定める方法により、その開示(自己に係る認証業務情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 機構は、前項の開示の請求があつたときは、当該開示の請求をした者に対し、政令で定める方法により、当該開示の請求に係る認証業務情報について開示をしなければならない。

**第五十九条** 前条第二項の開示は、当該開示の請求を受けた日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 機構は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、当該開示の請求をした者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を政令で定める方法により通知しなければならない。

**第六十条** 機構は、第五十八条第一項の規定により自己に係る認証業務情報の開示の請求をする者から、機構が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(開示の手数料)  
(自己の認証業務情報の訂正等)

**第六十一条** 機構は、第五十八条第二項の規定により開示を受けた者から、政令で定める方法により、当該開示に係る認証業務情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該認証業務情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 機構は、前項の規定に基づき求められた訂正等を行つたとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、第五十八条第二項の規定により開示を受けた者に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行つたときは、その内容を含む。)を政令で定める方法により通知しなければならない。

(苦情処理)

**第六十二条** 機構及び市町村長は、この法律の規定により機構及び市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等)

**第六十三条** 機構、署名検証者等、署名確認者又は利用者証明検証者以外の者は、何人も、業として、署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の記録されたデータベース(自己以外の者に係る署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号を含む当該自己以外の者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)をいう。以下この項において同じ。)

成してはならない。

2 総務大臣は、前項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対する措置を講ずることを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

**第六十四条** 総務大臣は、前条第二項又は第三項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第一項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、同項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第六十五条** 総務大臣は、機構の認証業務に係る技術の評価に關する調査及び研究を行うとともに、機構及び市町村並びに署名利用者及び利用者証明利用者に対し必要な情報の提供、助言その他援助を行うよう努めなければならない。

**第六十六条** 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者及び特定利用者証明検証者に対し、その業務の実施の状況に關し必要な報告を求めることがある。

2 機構は、この法律の施行に必要な限度において、署名検証者及び団体署名検証者並びに利用者証明検証者に対し、その業務の実施の状況に關し必要な報告を求めることができる。

(手数料)

**第六十七条** 機構は、次に掲げる事務に關し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一 第三条第六項(第三条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行に係る事務

二 第十八条第一項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供に係る事務

三 第十八条第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務

三の二 第十八条第三項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る事務

三の三 第十八条第四項の規定による対応署名用電子証明書の発行に係る事務

四 第十八条第五項の規定による対応証明書の発行の番号の提供に係る事務

五 第二十二条第六項(第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による個

人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行に係る事務

五の二 第三十五条の二第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行に係る事務

六 第三十七条第一項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務

七 第三十七条第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務

- 七の一 第三十七条第三項の規定による対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供に係る事務
- 八 第三十八条の三第二項の規定による特定利用者証明検証者証明符号の提供に係る事務
- 2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 機構は、第一項第一号及び第五号に掲げる事務に関する手数料の徴収の事務を住所地市町村長又は附票管理市町村長に委託することができる。  
(機構がした処分等に係る審査請求)
- 第六十八条 機構が行う認証事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条规定並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。
- (運用規程) 機構は、総務省令で定めるところにより、認証業務の実施のための手続その他必要な事項を定めた運用規程を作成し、これを公表しなければならない。
- 第六十九条 認証業務の用に供する施設又は設備の管理の方法その他認証業務及びこれに附帯する業務の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。
- 第七十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。)に対するこの法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。
- 2 前項に定めるものほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。
- 第七十一条の二 第三条第三項(第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む)、第四項、第五項(第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む)及び第七項、第三条の二第二項において準用する第三条第三項(第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む)、第四項、第五項(第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む)、第四項、第五項(第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む)及び第七項、第二十二条第三項(第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む)、第四項、第五項(第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む)及び第七項並びに第二十二条第三項(第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む)、第四項、第五項(第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む)及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。  
(主務省令)
- 第七十二条の三 この法律における主務省令は、デジタル府令・総務省令とする。  
(政令への委任)
- 第七十三条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。  
(罰則)
- 第七十四条 第四十七条、第四十八条、第五十四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)、若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む)又は第五十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十五条 第六十三条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは同項の規定による質問に又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第七十七条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第六十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第十七条第一項第五号若しくは第六号の認定を受けた者又は特定利用者証明検証者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 第六十六条第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした署名検証者若しくは団体署名検証者又は利用者証明検証者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第三条第四項の規定の適用については、同項中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体」とあるのは、「総務省令で定める電磁的記録媒体」とする。  
(準備行為)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四条第一項から第二項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条から第五十二条まで並びに附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。  
(住民基本台帳カードに関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第三条第四項の規定の適用については、同項中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体」とあるのは、「総務省令で定める電磁的記録媒体」とする。  
(準備行為)

第三条 市町村長、都道府県知事及び指定認証機関は、施行日前においても、この法律に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。  
(指定認証機関に関する経過措置)

第四条 施行日前に指定認証機関の指定がされた場合においては、指定認証機関は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日までの間は、同項各号に掲げる事務を行わないものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(外国人住民についての適用の特例)

第六条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十七号)附則第九条に規定する政令で定める日までにおける第三条第一項の規定の適用については、同項中「記録される者」とあるのは、「記録されている者(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する外国人住民を除く。)」とする。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第三十九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第四十条** 附則第三条から第十三条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) (平成一八年五月二六日法律第四四号)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** この法律の施行前に電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第三項に規定する委任都道府県知事に対してされた同法第二十九条第一項の規定による開示の請求に係る同条第二項に規定する開示及び同法第三十一条第一項に規定する訂正等については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成二一年七月一五日法律第七七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十

一条、第二十二条第一項、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの改正規定、第四章の二に一章を加える改正規定、第三十四条第一項及び第二项、第三十九条並びに第四十七条第二号の改正規定、第五十三条の改正規定(同条第一項の改

正規定(第二十四条の二第一項若しくは第二項又は二を削る部分に限る)を除く)並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第二十条までの規定、附則第二十二条の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る)並びに附則第二十二条の規定(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)以下「入管法等改正法」という)の施行の日

#### 附 則 (平成一五年五月三一日法律第二八号) 抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条(内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る)及び第五十条の規定

二 略

三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十

条、第二十四条、第二十五条、第二十九条(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四

年法律第二百五十三号)の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項(第

十条第一項において準用する場合を含む。)」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る)、第三十二条及び第四十三条の規定(番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日)

(附則) (平成二六年五月三〇日法律第四二号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一一部改正に伴う調整規定)

**第六十七条** 施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の見出し中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、「第七十一条第一項」とあるのは「第五十九条第一項」とする。

(附則) (平成二六年六月一三日法律第六九号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

**第五条** 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定により改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(附則) (平成二七年三月三一日法律第九号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

（その他の経過措置の政令への委任）  
（この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）  
（同一の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）

（平和元年五月三日由法衛第一六号）

(令和元年五月三日 江南第一六号) 拙

第一条

法律は、公布の日から起算して九月を超える

七から九まで

の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改める部分に限る。)並びに番号利用法第五十五条及び附則第三条の改正規定並びに附則第六条の規定公布

十三条（見出しを含む。）及び第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同条に二項を加える改正規定、同法第六十六条第一項の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（同項に一号を加える部分に限る。）並びに同法第七十四条及び第七十八条第一項の改正規定並びに第四条中番号利用法第七条及び第十六条の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同条第一項中「その者から通知カードの

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定（同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（第十号に掲げる部分を除く。）、同法別表第三の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同法別表第四の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）及び同法別表第五の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分（第五十七条）を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第十八条の改正規定（同法第三十七条第三項の改正規定（同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分（第五十七条）を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第五十六条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定（電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。）及び同条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）、第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条から附則第六条までにおいて「番号利用法」という。）別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条、第七条から第九条まで、第六十八条及び第八十条の規定 公布の日

第一条中住民基本台帳法目次の改正規定（第十五条を「第十五条の四」に、第二十条を「第二十一条の三」に、「第二十一条」を「第二十二条の四」に改める部分に限る。）、同法第二条及び第三条の改正規定、同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十二条第一項及び第五項、第十二条の二第四項並びに第十二条の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十二条の改正規定（すべて）を「全て」に改める部分に限る。）、同法第二十一条の四とする改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定（第二十二条の三第五項の表第十二条第五項の項、第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項に係る部分を除く。）並びに同法第二十四条、第三十条の五十一、第三十六条の二第一項、第三十七条第一項、第四十三条、第四十六条第二号及び第四十八条第一項の改正規定並びに第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六条第二項の改正規定及び同法第七十九条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七条、第五十八条、第六十一条並びに第六十三条（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第二項の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

六 第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三条第四項の改正規定、同法第十七条第三項の改正規定（第一号に掲げる部分を除く）、同法第十九条の改正規定、同法第三十七条第三項の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同法第三十八条の改正規定、同法第二章第二節第二款中同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一条、第四十四条第一項、第四十五条、第五十一条（見出しを含む。）、第五

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律)一部改正に伴う経過措置

**第五条** 第三条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（次項において「新公的個人認証法」という。）第七条第二項の規定は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下この条において「公的個人

人認証法」という。第三条第六項の規定により第十号施行日以後に発行される署名用電子証明書（同条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この条において同じ。）について適用については、なお従前の例による。

2 新公的個人認証法第十二条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、新公的個人認証法第三条の規定により第十号施行日以後に署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票の消除があつた場合について適用し、第三条の規定による改正前の公的個人認証法第三条の規定により第十号施行日前に署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票の消除があつた場合については、なお従前の例による。

#### （罰則に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。附則第九条第一項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

#### 第九条

第一項に定めるもののか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十一条第一項の省令としての効力を有するものとする。（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九条 この法律の規定により発せられた（政令への委任）（附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるもののか、この法律の施行に関する経過措置）（罰則に関する経過措置）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるもののか、この法律の施行に関する経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日  
二から六まで 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の二を同法第七十七条の三とし、同法第七十七条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十一条、第十五条、第十八条（戸籍法第一百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「条例を含む。」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

#### 八 略

九 附則第十七条及び第四十一条の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

#### （罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄 （施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年五月八日法律第十九号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年六月九日法律第四八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第一項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条の規定(第二号に掲げる改正規定を除く。)並びに第四条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第二項の改正規定、同法第三条の二第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第十二条第一号の改正規定、同法第十六条の二第二項の改正規定、同法第十六条の六の改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定、同法第二十二条の二第二項の改正規定及び同法第三十五条の二第二項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日(政令への委任)

**第二十条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。